

令和8年葛巻町議会6月定例会議 会議録（第1号）

令和8年6月5日（金）

午前 10時 開 議

【 再 開 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

・町民憲章朗唱

【 会議録署名議員の指名 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

日程第1 会議録署名議員の指名

【 諸般の報告 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

日程第2 諸般の報告

・例月現金出納検査の報告書の配布

・陳情書の配布

（1）陳情第10号 mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書

・出張報告

【 報告第2号～第4号上程、報告 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

日程第3 報告第2号 令和7年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第4 報告第3号 令和7年度葛巻町水道事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告について

日程第5 報告第4号 葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について

【 承認第2号～議案第18号 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

日程第6 承認第2号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第7 議案第17号 令和8年度葛巻町一般会計補正予算(第1号)

日程第8 議案第18号 印鑑条例の一部を改正する条例

令和8年葛巻町議会6月定例会議 会議録（第1号）						
告 示 年 月 日	令和8年5月22日（金）					
再 開 年 月 日	令和8年6月5日（金）					
会 議 の 場 所	葛巻町役場					
会 議 年 月 日	令和8年6月5日（金） 開議 10時00分 散会 10時28分					
議員出席状況 （凡 例） ○ 出 席 △ 欠 席 遅 遅 刻 早 早 退	議席番号	議 員 氏 名	出席の有無	議席番号	議 員 氏 名	出席の有無
	1	竹 花 結	○	6	姉 帯 春 治	○
	2	深 澤 進	○	7	高 宮 一 明	○
	3	藤 岡 徹	○	8	辰 柳 敬 一	○
	4	柴 田 勇 雄	○	9	山 崎 邦 廣	○
	5	山 岸 はる美	○	10	鈴 木 満	○
会議録署名議員	1 番	竹 花 結	7 番	高 宮 一 明		
会 議 の 書 記	議会事務局長	松 尾 さゆり	議会事務局長補佐	星 野 正 人		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴 木 重 男	地 域 整 備 課 長 兼水道事業所長	和 野 康 弘
	副 町 長	觸 澤 義 美	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	森 勇 一
	教 育 長	石 角 則 行	ま な び 交 流 課 長	大川原 洋 一
	政 策 秘 書 課 長	波 紫 徳 彰	病 院 事 務 局 長	大 石 和 人
	総 務 課 長	松 浦 利 明	農 業 委 員 会 事 務 局 長	折 本 誠
	いらっしやい葛巻推進課長	吉 澤 晴 之		
	会 計 管 理 者 兼 住 民 会 計 課 長	大久保 栄 作		
	健 康 福 祉 課 長	坂 待 典 子		
	農林環境エネルギー課長	遠 藤 政 明		
議 事 日 程		別紙のとおり		
会議に付した事件		別紙のとおり議事日程と同じである		
会 議 の 経 過		別紙のとおり		

R8.6 月定例会議 議案説明

《開議時刻 10 時 00 分》

○議長(鈴木満議員)

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、令和 8 年葛巻町議会を再開します。

本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き全員で朗唱願います。町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

○議会事務局長(松尾さゆり)

それでは朗読いたしますので引き続き朗唱ください。

葛巻町民憲章第 1 章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。

第 2 章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。

第 3 章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用、力を合わせて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

○議長(鈴木満議員)

ご着席ください。以上で葛巻町民憲章の朗唱を終わります。

これから、令和 8 年葛巻町議会 6 月定例会議を開きます。ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、本定例会議の会議日程は 6 月 5 日から 6 月 12 日までの 8 日間とします。

本日の議事日程はあらかじめ告知したとおりです。これから本日の議事日程に入ります。

日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第 120 条の規定により、議長から 1 番、竹花結議員、及び 7 番、高宮一明議員を指名します。

次に、日程第2「諸般の報告」を行います。「例月現金出納検査の報告書」が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配付しています。ご参照願います。

次に、陳情第10号「mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書」については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

次に、出張報告をします。4月24日「第51回平庭高原の夕べ」出席のため、久慈市に出張しました。5月25日「岩手県政150周年記念式典」出席のため、盛岡市に出張しました。5月30日「二十山親方を囲んでの懇親会」出席のため、久慈市に出張しました。これで出張報告を終わります。

なお、令和8年葛巻町議会3月定例会議から本日までに、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのはお手元に配付した資料の通りですので、これを報告します。以上で「諸般の報告」を終わります。

次に、日程第3、報告第2号「令和7年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」から日程第5、報告第4号「葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について」までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(松浦利明)

お疲れさまでございます。それでは、報告第2号をご説明申し上げます。

議案集の1ページをお開き願います。報告第2号「令和7年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」地方自治法施行令第146条第2項の規定によりましてご報告申し上げます。

2ページをお開き願います。令和8年3月定例会議におきまして、令和7年度一般会計補正予算第8号で議決をいただきました繰越明許費、全13事業につきまして、総額2億8,796万6,000円を、令和8年度に繰り越したものでございます。

なお、事業の進捗状況でございますが、7事業が発注済みとなっているものでご

ざいます。以上で報告第 2 号の説明を終わらせていただきます。

○議長(鈴木満議員)

水道事業所長。

○水道事業所長(和野康弘)

続きまして、報告第 3 号をご説明申し上げます。

議案集の 4 ページをお開き願います。報告第 3 号「令和 7 年度葛巻町水道事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告について」地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定によりご報告申し上げます。

議案集の 5 ページをお開き願います。資本的支出の建設改良費でございますが、馬淵川北部地区水道施設整備事業 7,000 万円を令和 8 年度に繰り越したものでございます。

なお、事業の進捗状況ですが、対象となる配水管布設工事及び詳細設計業務につきましては発注済みでございます。以上で報告第 3 号の説明を終わらせていただきます。

○議長(鈴木満議員)

政策秘書課長。

○政策秘書課長(波紫徳彰)

続きまして報告第 4 号をご説明させていただきます。

議案集 6 ページをお開き願います。報告第 4 号「葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について」地方自治法第 180 条第 1 項及び葛巻町議会総合条例第 9 条第 6 号の規定により専決処分いたしましたので、同法第 180 条第 2 項の規定によりご報告するものでございます。

議案集 7 ページをお開き願います。専決処分書でございます。令和 8 年 3 月 31 日付けでの専決処分であります。

議案集 8 ページをお開き願います。葛巻町条例第 4 号「葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」でございますが、第 1 条で葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を、第 2 条で葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をそれぞれ改正するものであります。

改正の概要でございますが、児童福祉法の一部改正により、満 3 歳以上限定小規模保育事業が創設されましたことに伴いまして、それぞれの条例で規定しております運営基準につきまして、満 3 歳以上限定小規模保育事業に係る規定を追加するとともに、規定の追加に伴う文言と引用条項等の整理を行うものでございます。

附則でございますが、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で報告案件の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(鈴木満議員)

これで説明を終わります。これから質疑に入ります。報告第 2 号「令和 7 年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

報告第 2 号「令和 7 年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

次に、報告第 3 号「令和 7 年度葛巻町水道事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告について」質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

報告第 3 号「令和 7 年度葛巻町水道事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告について」を終わります。

次に、報告第 4 号「葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について」質疑があればこれを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

報告第 4 号「葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について」を終わります。

次に、日程第 6、承認第 2 号「葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについて」から日程第 8、議案第 18 号「印鑑条例の一部を改正する条例」までの 3 議案を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。政策秘書課長。

○政策秘書課長(波紫徳彰)

それでは、承認第 2 号から順次ご説明させていただきます。議案集と議案資料をご準備いただきたいと思います。

議案集 28 ページをお開き願います。承認第 2 号「葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについて」地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりご報告申し上げ、議会の承認をお願いするものでございます。

議案集 29 ページをお開き願います。専決処分書でございます。令和 8 年 3 月 31 日付けでの専決処分であります。

議案集 30 ページをお開き願います。葛巻町条例第 5 号、「葛巻町町税条例の一部を改正する条例」でございますが、改正の概要につきまして、その要旨を議案資料に整理しておりますので、議案資料で説明を行わせていただきます。

議案資料 1 ページをお開き願います。改正の趣旨でございますが、地方税法のほか、同法施行令などの一部改正が令和 8 年 3 月 31 日に公布されましたことに伴いまして所要の改正を行うものでございます。

条例改正の背景でございますが、物価高への対応の観点から、個人住民税においては給与所得控除の最低保障額を引き上げるほか、寄付金控除、復興特別所得税の見直し、防衛特別所得税の導入などのほか、固定資産税では免税点の引き上げなど、軽自動車税では環境性能割の廃止。国民健康保険税では、子ども・子育て支援交付金の課税を導入することに伴う改正などを行おうとするものでございます。

なお、税目ごとの改正のポイントにつきましては、議案資料に整理しておりますので、お目通しいただきますようお願い申し上げます。

附則でございますが、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでありますが、個人住民税の改正規定の一部は令和 9 年 1 月 1 日と令和 10 年 1 月 1 日からのほか、個人住民税の特定暗号資産取引に係る改正規定は金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日に属する翌々年の 1 月 1 日から、固定資産税の改正規定の一部は令和 9 年 4 月 1 日からそれぞれ施行しようとするものでございます。

併せまして、附則第 2 条からは各税目における経過措置のほか、平成 26 年に行いました町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を規定しております。

また、議案資料その 2 として、条例文の新旧対照表をお配りしておりますので、お目通しいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案集 42 ページをお開き願います。議案第 18 号「印鑑条例の一部を改正する条例」でございます。

改正の概要でございますが、出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、在留カードまたは特別永住者証明書が個人番号カードと一体化され、特定在留カードまたは特定特別永住者証明書となりますことから、印鑑登録証明書の交付の際に必要な窓口での提示及び多機能端末機での交付に用いる手段の個人番号カードのほか、に特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加しようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は令和 8 年 6 月 14 日から施行するものでございます。以上で承認第 2 号及び議案第 18 号の説明を終わらせていただきます。

○議長(鈴木満議員)
総務課長。

○総務課長(松浦利明)

それでは、議案第 17 号をご説明申し上げます。一般会計補正予算書の 1 ページをお開き願います。

議案第 17 号「令和 8 年度葛巻町一般会計補正予算（第 1 号）」でございます。第 1 条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ 1,016 万 6,000 円を追加いたしまして、予算の総額をそれぞれ 70 億 1,865 万 1,000 円とするものでございます。

8 ページをお開き願います。事項別明細につきまして歳出からご説明を申し上げます。2 款 1 項 6 目企画費、企画管理経費の広域生活路線維持事業費 240 万円は、8 年度から廃止になりました岩手県北バス葛巻線の 7 年度の下期分の補助金につきまして、事業実績が確定したことから 8 年度予算に補正計上するものでございます。

その下、協創推進事業経費、自治総合センターコミュニティ助成事業費 210 万円は宝くじを財源として自治会活動等を助成するもので、歳入も同額計上するものでございます。

12 ページをお開き願います。6 款 2 項 1 目林業総務費、林業総務管理経費の委託料 345 万円は、田部地区で発生した松くい虫の被害木を駆除するための経費でございます。

13 ページをお開き願います。6 款 2 項 3 目林業振興費、町産材利用促進事業費 250 万円は、新たな事業実施見込みが生じたため、増額補正するものでございます。

その 2 つ下、7 款 1 項 3 目観光費の観光事業費 147 万 5,000 円は、一般財団法人地域活性化センターの「地方創生に向けてがんばる地域応援事業」の採択が、決定したことによるもので、具体的には SNS の活用による地域経済活性化事業を実施するためのものでございます。

14 ページをお開き願います。同じく観光費、ふれあい宿舎グリーンテージ管理経費のグリーンテージ長寿命化修繕工事 380 万円は、グリーンテージ 2 階洋室のエアコンの室外機が故障したため修繕工事を行うもので、現在大型の室外機 1 台で 7 部屋に対応しているものを各部屋に 1 つずつ、合計 7 台のエアコンと室外機を新たに設置するものでございます。

15 ページをお開き願います。10 款 1 項 1 目事務局費、教育総務管理経費の備品購入費 823 万 1,000 円は、8 年度当初予算で措置しておりました児童生徒用及び教職

員用タブレットについて、県が購入を希望する市町村を取りまとめ、共同購入をしようとしたところ、昨今の物価高騰の影響で入札不調となりましたので、再入札を行うため予算を増額しようとするものでございます。

次に、職員給与費についてご説明を申し上げます。17 ページをお開き願います。昨年度から、4 月の定期人事異動に係る給与関係の補正につきましては、6 月定例会議で調整しておりまして、今年度も 6 月定例会議での補正予算をお願いするものでございます。一番上の表をご覧ください。

全体で職員数は 5 名の減、金額にいたしますと 2,269 万 3,000 円の減となっているもので、詳細につきましてはお目通しをお願いしたいと思います。以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻りまして 7 ページをお願いいたします。15 款 2 項 1 目総務費県補助金、地域未来交付金（デジタル実装型）60 万円は、8 年度の当初で歳出予算を措置しておりました、LINE を活用した情報発信デジタル化及び関係人口創出基盤構築事業が内閣府の事業に採択されたことにより、歳入を計上するものでございます。

その下 6 項目、教育費県補助金、市町村立学校給食費支援事業費補助金 596 万 6,000 円は、国が令和 8 年 4 月から学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化を実施したことに対応するもので、当町では国に先行して無償化を実施しておりましたので、今回は歳入のみの補正となるものでございます。

その下 20 款 4 項 5 目雑入の 2 件は、先ほど歳出で説明した通りでございます。歳入は以上でございます。

なお、今回の補正予算におきましては、歳入のほうが多くなりましたので、歳出の予備費を 890 万 3,000 円増額いたしまして調整したものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木満議員）

これで提案理由の説明を終わります。

ただいま議題としております、承認第 2 号から議案第 18 号までの 3 議案については、葛巻町議会総合条例第 46 条第 1 項の規定により輝くふるさと常任委員会に審査

を付託します。お諮りします。

輝くふるさと常任委員会に付託しました 3 議案については、今会議中に審査を終え、6 月 11 日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、承認第 2 号から議案第 18 号までの 3 議案については、6 月 11 日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に付託しました議案の審査については、6 月 9 日に行いますので、ご承知願います。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

《散会時刻 10 時 28 分》